

千早赤阪村村民提案型協働事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く村民に提案を求め、村民のむらづくりに対する参画意識の高揚を図るとともに、村の様々な公共的課題や地域の課題の解決、地域の活性化を図るため、村民活動団体からアイデアを募集し、自主的な活動に対し交付する千早赤阪村村民提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、千早赤阪村補助金交付規則（平成17年千早赤阪村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる村民活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、村内に活動拠点を置き、公益性のある活動を行っている補助対象団体で、次の各号に掲げるすべてに該当する団体とする。

- (1) 5人以上の会員で組織し、その構成員の過半数が村内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 組織の運営に関する規則、規約又は会則等があること。
- (3) 予算・決算を適正に行われていること。
- (4) 村と協働事業を実施できる実績又は能力があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とした団体
- (2) 国や府など他団体からの助成金等を受けている団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体
- (4) 千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第3項に規定する暴力団密接関係者を含む団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が地域の活性化や地域課題の解決について、自主的、主体的に企画及び実施するむらづくり事業、かつ村内で実施する事業であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益的、社会貢献的な事業であって、提案する補助対象団体と村が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られ、施策として展開できる事業
- (2) 村民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果や住民自治力が高まる事業
- (4) 先進性、先駆性等があり、新しい視点からの事業

(5) 村と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 営利または政治、宗教、選挙活動を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設及び整備のみを目的とした事業
- (4) 学術的な研究事業
- (5) 地区住民の交流行事等の親睦的な事業
- (6) 国や府などの補助金の交付を受けている事業
- (7) 既存の制度で対応できる事業（原則、既存事業は対象外）
- (8) 公序良俗に反する事業

（事業提案の種類）

第4条 事業提案の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 村民提案型 公共的課題の解決又は地域の活性化につながる協働事業を補助対象団体が企画し提案するもの
- (2) 行政提案型 村が村民と協働で取り組みたい公共的課題やテーマ等を設定し、補助対象団体がそれに対する具体的な事業を企画し提案するもの

（補助額の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に対して1事業につき20万円を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、事業実施に直接要する経費とし、別表のとおりとする。ただし、事業の実施によって収益が見込まれる場合は、補助対象経費からその額を控除した額によって補助金の額を算定するものとし、次に掲げる経費については、補助対象外経費とする。

- (1) 団体の経常的な運営にかかる経費
- (2) 食糧費
- (3) 団体の事務所等の維持管理費
- (4) 団体の構成員に対する人件費
- (5) 補助対象団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他補助事業に直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認めた経費

（交付の制限）

第7条 補助金の交付は、当該年度1団体1事業とする。ただし、同一団体に対する補助金の交付は、連続2回を上限とする。

（事業年度）

第8条 補助金の交付対象とする事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第9条 規則第5条第1項の申請書は、千早赤阪村村民提案型協働事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、同項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書の写し
- (4) 団体に関する調書（様式第4号）
- (5) 団体の規約、会則等の写し
- (6) その他事業を説明する補足資料

(交付の決定)

第10条 村長は、第9条の規定により申請された事業について、第1条の趣旨に適するかどうかを府内会議（村長が座長を務める会議）で審査するとともに、必要に応じ補助対象団体に事情聴取を行い、当該補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 規則第6条第1項による交付決定は、千早赤阪村村民提案型協働事業補助金交付決定通知書（様式第5号）とする。

(補助金の交付の条件)

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第7条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（あらかじめ村長が認め る軽微な変更を除く。）、中止、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を村長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告してその指示を受けること。
- (4) この規則の規定に従うこと。
- (5) 村長は、前項各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の条件を付することができる。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、村長が必要と認めたときは、概算払により交付することができる。

2 前項の概算払を行う場合の交付額は、交付決定額の10分の8を上限とし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付請求書等)

第13条 規則第11条第1項による請求書は、千早赤阪村村民提案型協働事業補助金交付請求書（様式第7号）とし、概算払による場合は、千早赤阪村村民提案型協働事業補助金概算払請求書（様式第8号）とする。

(実績報告及び事業報告)

第14条 規則第15条による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日以内に千早赤阪村村民提案型協働事業補助金実績報告書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には事業実績報告書（様式第10号）及び収支決算書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業に係る契約書及び支払を証する書類の写し

(2) 事業の実施状況を証する写真

(3) その他事業に関して村長が別に指示する場合にあっては、当該指示する書類

3 補助事業を実施した団体は、村長の求めに応じ、前2項の報告書に基づく活動成果報告を行うものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 村長は、補助金を交付した者に対し、補助金の交付の決定を行った後に、第2条第2項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、千早赤阪村村民提案型協働事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助金交付決定額の全部又は一部を取消すことができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象となる経費

費目	内容
報償費	講師謝金（団体等の構成員に対するものを除く）
交通費	講師や専門家等の交通費
需用費	消耗品費（用紙・封筒・文房具類の購入（材料費を含む）、印刷製本費（チラシ・ポスター・記録用の写真代等）
役務費	通信運搬にかかる経費（郵便料等）、広告料、保険料等
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	機器類等の賃借料、イベント会場等の使用料等
その他	事業実施のために村長が必要と認めた費用

平成25年度村民提案型協働事業を募集します

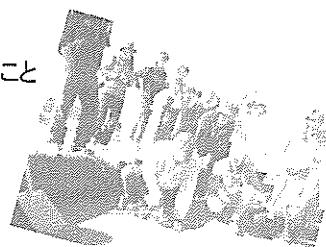
村では、村民の皆さんと行政がともに力を合わせて地域課題の解決や地域の活性化を図る協働によるむらづくりを推進しています。

この制度は、村民の皆さんで組織されている団体に提案いただいた公益活動に対し補助を行うもので、地域課題の解決や地域の活性化につながる事業を自由に企画・提案していただく「村民提案型」と村があらかじめ設定したテーマなどに基づき企画・提案をいただく「行政提案型」の2種類があります。

皆さんからのたくさんの応募をお待ちしています。

対象団体

- ◆5人以上の会員で組織し、その構成員の過半数が村内に在住、在勤又は在学していること
- ◆組織運営の会則などがあること
- ◆予算、決算を適正に行われていること
- ◆村と協働事業を実施できる実績又は能力があること



対象事業

村民提案型	村民活動団体が自由なテーマで提案・実施する地域の課題解決や活性化に関する事業 ①公益的、社会貢献的な事業であって、提案する補助対象団体と村が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られ、施策として展開できる事業 ②村民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業 ③協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果や住民自治力が高まる事業 ④先進性、先駆性等があり、新しい視点からの事業 ⑤村と協働して行うことで共通の公共的目標達成に向け効果が期待できる事業
	行政提案型 村が設定したテーマに基づき、村民活動団体が提案・実施する地域の課題解決や活性化に関する事業

提案期間

村民 提案 型	4月1日(月)～5月31日(金)
行政 提案 型	広報紙などで募集

補助内容

補助額・交付回数	1事業につき20万円を上限に予算の範囲内で交付・1団体1事業(2年連続可)
補助対象経費	事業を実施するために直接必要と認められるもの(交付要綱に定めるもの)に限る。<対象例> 講師謝金、交通費、消耗品費、印刷製本費、郵便料金、広告料、保険料、委託料(専門的知識の委託など)、使用料及び賃借料など

申請方法

◆提出書類(各一部)

事業計画書、収支予算書、見積書写し、団体に関する調書、会則などの写し、その他事業の補足資料(交付要綱に定める様式は、村ホームページからダウンロードまたは役場総務課、小吹台連絡所、保健センター、くすのきホール、B&G海洋センター、いきいきサロン窓口に置いています。)

◆提出方法 総務課(役場2階)まで直接提出してください。

提案事業の採択

提案いただいた提案事業は、ヒアリングなど内容を確認させていただいた上、村長を座長とする庁内会議で提案事業を決定しますので、あらかじめご了承ください。

<申請・問い合わせ>総務課 ☎72-0081(代表)

平成25年度村民提案型協働事業

番号	事業名	実施団体名	事業概要	期待される効果	事業費総額	補助金申請額	補助金交付決定額
1	桐山地区文化財保存活用事業	桐山地区会	地区の世代間交流や地蔵盆等の事業に講師を招き文化財や郷土史の講話会を開き地域の歴史や伝統を再認識し継づくりや活性化を促す。また地域の文化財を郷土資料館で展示し来館者の増加や村の活性化を促す。	地域住民の絆が一層深まるとともに地域や村の活性化につながる。	500,000	200,000	200,000
2	府民および児童のための自然エネルギー体験学習実地研修施設	千早赤阪村 自然エネルギー会・千早赤阪	地球温暖化を防ぐために私たちは何をすれば良いかを考えさせ工ネルギーを活用した施設も合わせて人学習で立てる。この研修施設は千早川の流域を利用して水力発電により流域沿いに防犯灯をつける。	事業全体が完成すれば、観光資源として全国から事業客ができる。また、自然エネルギーについての出来事授業を本村及び河南町にて行っているが、将来的には、府下一円に広げる。	280,000	200,000	200,000
3	景観用草花植栽作業	千早赤阪村 シルバーパーク 村センター	千早赤阪村農業公園地域内に植栽（花）を行つて、周辺の棚田に似合う景観を作る。公園内整備、花壇作り。	観光客の集客及び棚田周辺の活性化。	201,310	200,000	149,000

4 金剛山登山道 の整備 4 河原辺・水分 原赤坂・桐山・二 河原辺道、 谷林道)	金剛山・千 早赤阪俱楽 部	二河原辺・水分道の中間地にある二河原辺小屋 (休憩・避難) の整備及び登山道の整備して村の 立体制的な観光及び登山の資源の開発と育成。 観光客及び登山客の増加。	204,862	200,000	148,000
5 ひまわり会 交流の場事業	ひまわり会	観光など村を訪れた人の交流の場として、千早赤 阪村農産物直売所の一部を利用して、休憩所を開 設するにあたりドリンク等の提供を行う。それに 伴い、周知のチラシ、テーブル、イスの作成を行 うもの。	370,000	200,000	159,000
6 休耕田を活用 して観光に 「そば」の育 成	足谷川クラ ブ	塚ヶ根山周辺の農地に「そばの種」をまき、花 による観光客の誘致する。8月下旬、10月下旬 花が咲く。将来的には「そば」の特産品の育成 観光客の誘致。将来的には、そばを特産品に育成 する。	167,992	167,000	108,000
合計			1,724,164	1,167,000	964,000

採点基準

評価	5点 特に優れている	4点 優れている	3点 普通	2点 あまり良くない	1点 良くない
----	---------------	-------------	----------	---------------	------------

※上記基準により評価項目ごとに5段階評価とし、1人45点満点として審査委員合計の70%以上の評価を基準に選考する。
※選考ライン 審査委員16名×45×70%＝504点以上